

2. 特定療養費の取り扱いについて(厚生労働省資料より)

「特定療養費制度」下で選定療養として位置づいていた 16 類型が、「評価療養」(保険導入の検討対象となるもの)と「選定療養」(保険導入を前提としないもの)に分類されました。

評価療養（保険導入の検討対象）	選定療養（保険導入を前提としないもの）
<u>A 医療技術に係るもの</u> ☐ 先進医療（現行の高度先進医療を含む） <u>B 医薬品・医療機器に係るもの</u> ☐ 医薬品の治験に係る診療 ☐ 医療機器の治験に係る診療 ☐ 薬価基準収載前の承認医薬品の投与 ☐ 保険適用前の承認医療機器の使用 ☐ 薬価基準に収載されている医薬品の適応外使用	<u>C 快適性・利便性に係るもの</u> ☐ 特別の療養環境の提供 ☐ 予約診療 ☐ 時間外診療 <u>D 医療機関の選択に係るもの</u> ☐ 200 床以上の病院の未紹介患者の初診 ☐ 200 床以上の病院の再診 <u>E 医療行為等の選択に係るもの</u> ☐ 制限回数を超える医療行為 ☐ 180 日を超える入院 ☐ 前歯部の材料差額 ☐ 金属床総義歯 ☐ 小児齲蝕治療後の継続管理